

## 基幹統計調査の承認の状況

(令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日分)

令和 4 年 3 月 28 日  
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
造船造機統計調査	国土交通大臣	令和 4 年度に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更  ① 報告者の選定方法の変更 造船法(昭和 25 年法律第 129 号)の改正に伴い、調査計画に引用している条文の条番号を繰り上げ  ② 調査計画の記載の明確化 調査方法の一つとして電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用した回答が可能であることを調査計画に明記	R 4 . 2 . 25

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。